

+ 貨物概要

甲が革、本底がゴムから成る履物。足長寸法 105 mm、足囲寸法 110 mmのものでミニチュア靴の置物として作られたものであるが、乳幼児が履いて使用することができるもの。

+ 分類

関税率表第 6403.99 号 - 1 - （統計番号 6403.99-014 又は-039）の甲が革製、本底がゴム製の履物

+ 分類理由

寸法から乳幼児用の靴に適合するサイズであり、履物として機能する形状を有しているものです。関税率表解説第 64 類総説に「形状及びサイズ、特に用途、製造方法及び構成材料の如何を問わず各種のタイプの履物を含む。」と規定されていることから、甲及び本底の構成材料により上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）